

さ情審査答申第233号
令和5年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和4年9月13日付けで貴職から受けた、「市有地等境界協議同意書、市有地等境界明示証明書（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年5月6日付け建南土第361号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、現地において特定地地権者、測量会社、行政、審査請求人の立会、特定地地権者の測量のため市有地等境界明示申請平成7年9月20日による立会、平成7年10月12日に行った境界協議同意書、明示証明書、筆界確認書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

審査請求人は特定地申請平成7年9月20日による現地立会平成7年10月12日要請により立合うも、特定地の立会ではなく審査請求人の整理杭の道路へ出ているとの苦情話しに変わり、審査請求人所有地に申請と地積測量し整理杭の証明の強制に話しが変わり申請、測量の依頼立会を平成8年2月2日行政、測量会社、審査請求人による立会で行政が認め、確定、道路台帳による道路線を変更し確定その後審査請求人側地積測量完了は平

成8年6月10日付登記完了するが、特定地は測量平成8年2月29日完、登記平成8年3月14日済み、特定地地権者側は整理杭を審査請求人側で移動とした様だ。杭は前地権者が埋設物、特定地の施工。要証あれば証明いたします。

5. 審査請求にある「平成7年10月12日立会行った境界協議同意書、明示証明書、筆界確認書の開示求めます。」との主張している。(3)筆界確認書は土地所有者が隣地所有者との筆界(土地の境界)を確認して書類と思われるが、市は申請者に提出を求めないため不存在。隣接地所有者一覧表提出あり11360の開示物に。

実施機関は、審査請求人が開示を求める「筆界確認書」は、土地所有者が隣地所有者との筆界(土地の境界)を確認した書類と思われるが、市は申請者に提出を求めないため、不存在というが。申請書、市有地等境界明示申請書裏面備考4,5により別紙隣接地所有者一覧表あり、審査請求人は記入なしで、申請人特定地の立会平成7年10月12日審査請求人不調の為保留と、特定地道路台帳道路図に記入あり、又審査請求人申請による確定、審査請求人所有地に2回の立会を行い特定地の確認証明が特定地申請者に交付済である、開示を求めます。

参考資料No.1~No.8の8種類の資料の添付提出いたします。見当願います。

市有地等境界明示証明書には割印があるので、もう一方の割印が押印してあるものを、実施機関は所有しているはずです。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書、口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

行政情報開示請求書で指定された行政情報を所有していないため、さいたま市情報公開条例第11条第2項の規定により、不開示決定処分をしたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求書にある「平成7年10月12日行った境界協議同意書、明示証明書、筆界確認書の開示求めます。」との主張について

審査請求人は「現地において特定地地権者、測量会社、行政、審査請求人、の立会、特定地の測量のため市有地等境界明示申請平成7年9月20日による立会、平成7年10月12日行った境界協議同意書、明示証明書、筆界確認書の開示求めます。」と主張している。

(1) 審査請求人が開示を求める「平成7年10月12日行った境界協議同

意書」は、審査請求人が提出した行政情報開示請求（浦287号）において令和4年4月15日に行政情報一部開示（建南土第139号）したものがすべてである。

- (2) 審査請求人が開示を求める「明示証明書」（市有地等境界明示証明書）は、申請者（土地所有者）からの申請に基づき、設置された境界杭等が市の境界を侵していないことを確認した証明書です。証明書は申請者（土地所有者）に交付済みであり、保存されていないため不存在。
- (3) 審査請求人が開示を求める「筆界確認書」は、土地所有者が隣地所有者との筆界（土地の境界）を確認した書類と思われるが、市は申請者に提出を求めないため、不存在。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年4月20日に開示請求を行った「市有地等境界協議同意書、市有地等境界明示証明書」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、文書は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、本件対象行政情報に関連する立会いを行っているとの主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 本件対象行政情報は、特定地番の土地所有者から平成7年9月20日に旧浦和市に提出された市有地等境界明示申請書により同年10月12日に行われた市有地等境界確認に係る、審査請求人の市有地等境界協議同意書、及び特定地番の土地所有者への市有地等境界明示証明書である。実施機関は令和4年4月5日付け建南土第139号でこれらの行政情報は不存在として不開示とする行政情報一部開示決定を行った。
- (2) これら審査請求人が開示を求める本件対象行政情報の存在又は不存在について以下に考察する。

まず、実施機関は審査請求人の市有地等境界協議同意書について不存在としている。審査請求人と平成7年9月20日に提出された市有地等境界明示申請書の申請者は別人であるから、同同意書の不存在は事理の当然のことと思料する。

次に、実施機関は特定地番の土地所有者への市有地等境界明示証明書は実施機関から当該申請者に交付済みであり保存されていないため不存在としている。この点について、審査請求人から当人所有の特定地番の土地に係る市有地等境界明示証明書には割印があるから当該証明書の写しは存在するとの主張があったところである。この主張を受けて当審査会で実施機関が保有している当該申請者に係る市有地等境界明示

証明書交付申請書の割印を見分したところ、証明書を交付したことを記録するための割印が残るのみで当該証明書及びその写しは不存在であることが確認された。従って、実施機関が当該申請者に交付した当該証明書は保存されていないという主張は首肯できる。

なお、審査請求人が審査請求において新たに付加して開示を求める筆界確認書は、土地所有者が隣地所有者との筆界（土地の境界）を確認した書類と思われるが、市は申請者に提出を求めないために不存在との実施機関の主張に疑義はない。

以上の考察により、審査請求人が求める行政情報は不存在と認めるものである。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 9月13日	諮問の受理（諮問第574号）
②	令和 4年10月20日	審議
③	令和 4年11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 1月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和 5年 2月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)